

静岡県告示第807号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年12月13日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	大岡元長窪線	沼津市大岡字本郷 2659番の10から	前	13.0~16.4	0.8
		沼津市大岡字本郷 2659番の10まで	後	13.0~13.1	0.8

=====

静岡県告示第808号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年12月13日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士川身延線	富士宮市長貫字橋場 1063番の28から	前	Ⓐ 7.2~12.3	Ⓐ 851.3
		富士宮市内房字尾崎 3141番の6まで		Ⓑ 6.8~36.5	Ⓑ 974.7
		富士宮市内房字尾崎 3151番の3地先から	後	Ⓐ 7.8~10.6	Ⓐ 59.3
		富士宮市内房字尾崎 3141番の6まで			

		富士宮市長貫字橋場 1063 番の 28 から 富士宮市内房字尾崎 3141 番の 6 まで		㊦ 6.8~36.5	㊦ 974.7
--	--	---	--	---------------	------------

=====

静岡県告示第809号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年12月13日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	白糸富士宮線	富士宮市下条字出口 577 番の 5 から	前	11.1~13.2	45.0
		富士宮市下条字出口 576 番の 9 まで	後	11.1~11.5	45.0